

## 事業活動・行為における『宮田村環境保全条例』の規定に基づく 『事前協議・許可申請・特定事業届出』について

平成29年12月改訂  
宮田村 住民課

近年の社会情勢や産業構造の変化などに対応し、村の豊かで恵まれた自然環境と水資源を保全し、良好な生活環境を環境汚染などから保護するための規制に関する措置として、宮田村環境保全条例及び施行規則の規定で定める事業活動及び行為については、村長に事前協議及び許可申請、若しくは届出が必要です。

- ※ 事前協議が必要な事業活動及び行為については、村長許可を受けるまでは事業に着手できません。
- ※ 特定事業の届出にかかる事業については、村長の確認を受けるまでは事業に着手できません。
- ※ 施設の構造や規模、事業範囲等の変更についても対象となります。  
(注) 詳細については、役場担当課と事前にご相談ください。

### 目 次

#### 1. 事前協議・許可申請が必要な事業活動及び行為について

1-1. 事前協議・許可申請が必要な事業活動及び行為	• • • • P2
1-2. 手続きに必要な書類	• • • • • P2~3
1-3. 手続きの流れ	• • • • • P3~4
1-4. 許可の基準	• • • • • P4
1-5. 留意していただきたいこと	• • • • • P5~6
1-6. 様式一覧	• • • • • P6~15

#### 2. 届出が必要な事業活動（特定事業）について

2-1. 届出が必要な事業活動	• • • • • P16
2-2. 手続きに必要な書類	• • • • • P16
2-3. 手続きの流れ	• • • • • P17
2-4. 留意していただきたいこと	• • • • • P17~18
2-5. 様式一覧	• • • • • P18~23

#### 3. (参考資料) 宮田村環境保全条例 • • • • • P24~34

(連絡先) 宮田村役場住民課住民係

電話 0265-85-3183 Fax 0265-85-4725

## 1. 事前協議・許可申請が必要な事業活動及び行為について

### 1-1. 事前協議・許可申請が必要な事業活動及び行為

#### ◆条例第16条で定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む）

- 1 廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）の処理事業（村内における積替え・保管なしの収集運搬に係る事業を除く。）
- 2 地下に施設、設備その他の工作物（容積が3万立方メートルを超えるものに限る。）を設置して行う事業
- 3 採石業
- 4 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 豚房施設(成豚50頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの)
  - (2) 牛房施設(成牛10頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの)
  - (3) 養鶏施設(成鶏1000羽以上飼養又は収容できる施設を有するもの)
- 5 飲料水製造業
- 6 生コンクリート製造業
- 7 砂利碎石業
- 8 ゴルフ場
- 9 し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
- 10 上記以外で村長が審議会の意見を聴き、特に必要と認めたもの

#### ◆規則で定める事業行為

- 11 事業敷地面積が3,000平方メートル以上の土地の形質を変更しようとするとき（事業敷地面積を変更しようとするとき—変更後の敷地面積が3,000平方メートル以上—）
- 12 延べ床面積が1,000平方メートル以上の事業所を設置しようとするとき（延べ床面積を変更しようとするとき—変更後の延べ床面積が1,000平方メートル以上であるとき—）

### 1-2. 手続きに必要な書類（施行規則第5条第2項で定める図書等）

- (1) 環境保全規制対象事業活動等事前協議書（様式第1号）
- (2) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (3) 規制対象事業活動計画書
- (4) 規制対象事業活動を実施する場所を示す図面及び付近の見取図
- (5) 規制対象事業活動（施設）の計画平面図及び断面図
- (6) 規制対象事業活動を実施する場所の土地の登記事項証明書
- (7) 規制対象事業活動を実施する場所の土地使用同意書
- (8) 規制対象事業場に係る施設及び周辺地域の環境保全のために必要な措置を記載した書面
- (9) 規制対象事業活動への影響が想定される地震、風水害、雪害、火災その他の災害の内容及び当該災害への対策を記載した書面及び図面

- (10) 自然環境保全及び生物多様性への影響の内容及び当該影響への対策を記載した書面及び図面
- (11) 条例別表第1項の事業活動の申請の場合は、当該事業活動において取り扱う廃棄物に関する放射性物質の調査計画（調査の主体、試料採取の方法、測定方法、測定頻度及び測定結果の管理方法を含む。）及び廃棄物の種類、発生源、排出事業者、取扱量、物の性状及び放射性物質の濃度の測定結果を記載した書面及び図面
- (12) 規制対象事業について法律又は条例に基づく申請（行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの）に対する処分又は生活環境調査その他の事前手続に関する定めがある場合は、当該申請に対する処分又は当該事前手続において添付が求められている書面及び図面等の図書（重複するものを除く。）
- (13) 周辺地域の住民等との協議の経過が分かる書面
- (14) その他条例第16条第4項各号に定める事項（P4 1-4. 許可の基準）を確保するために実施する措置を記載した書面
- (15) その他村長が必要と認める書類

※公害防止対策に係る設備・機能等がわかる技術資料、カタログ、図面等を添付。

### 1-3. 手続きの流れ

#### 【事前協議（第15条の3）】

○第16条第1項（別表に定める事業活動）の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定める図書を添付した協議書（以下「事前協議書」という。）を提出し、村長と協議しなければならない。

○村長は、次条の規定により申請予定者が提出した資料及び申請予定者が述べた意見並びに第15条の5第3項の規定により申請予定者がした応答が同条第2項の住民等の意見に対する応答を欠き、又はこれらの内容が合理的な根拠を有しないと認めるときは、これらの不備が補正されるまで協議を継続するものとする。

#### 申請人

#### 住民等

村民・隣接事業者への説明会（第15条の3第3項）

事前協議書の提出（第15条の3第1項）

関係資料の提出、意見陳述（第15条の4第1項）

住民等意見に対する照会応答（第15条の5第3項）

（任意。第15条の5第2項）

←村長申請予定者提出書類等の不備補正、事前協議の継続（第15条の3第2項）

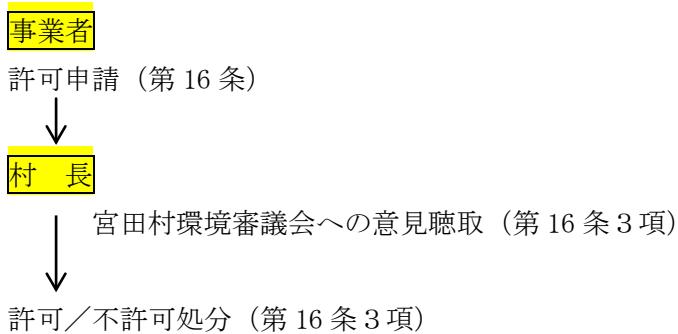
\*宮田村地下水保全条例に定める事前協議との関係（第15条の6）

宮田村地下水保全条例第15条に規定する地下水影響事業の開始等であって、これに対する同条例第11条第4項の協議終結書が作成されたものについては、同条例第11条から第14条までに規定（意見書や見解書の提出等）する手続をもって、環境保全条例第16条4項4号及び5号に係る基準を満たしたものと代えることができる。

（事前協議の終了）

## 【許可申請（第16条）】

○事業者は、良好な生活環境を保全するため、村内において別表に定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む。以下同じ。）及び規則で定める行為を行おうとするときは、村長に許可の申請をしなければならない。また、村界を越えて行う場合も同様とする。ただし、国又は地方公共団体が行うもの及び農地開発、土地改良等の事業には適用しない。



### 1-4. 許可の基準

- (1) 第29条に規定する規制基準に適合していること。
- 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関する法律（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等を含む。）又は条例（長野県公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）、長野県廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）等を含む。）による基準を準用。
- (2) 村民の健康及び生活環境上の支障を来すおそれがないこと。  
(3) 水道水源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。  
(4) 農業用水及び地下水などの水資源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。  
(5) 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。  
(6) 自然環境保全及び生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。  
(7) 農産物等産業製品及び地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。  
(8) 村民及び隣接する事業者との協議を経ていること。  
(9) その他規則で定めるもの
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 暴力団員等がその事業活動を支配する者

## 1－5．留意していただきたいこと

---

- 事前協議の提出時期については他法令等の手続きとの調整も含め、事業計画の段階で役場担当課と事前に相談していただき、事前協議書の提出が遅れることがないようにお願いします。
- 事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについては本書の手続きを準用します。
- 事前協議終結後に許可申請となります。村長許可を受けるまでは、事業活動及び行為に着手してはなりません。
- 事前協議書を村長に提出するときは、住民等及び隣接する事業者に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催等が必要です。
- 事前協議書を提出した事業者は、村長に関係資料を提出し、意見を述べることができます。
- 村長は、事前協議書を提出した事業者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることがあります。
- 提出された事前協議書は、事前協議が終結するまでの間、縦覧に供されますのでご承知ください。住民等は、事前協議書が公開された後、村長に対し、関係資料を提出し、意見を述べることができます。
- 事業者は、住民等の意見に関する村長からの照会に応じなければなりません。
- 村長は、事業者が提出した資料及び述べた意見並びに応答について、住民等の意見に対する応答を欠き、又はこれらの内容が合理的な根拠を有しないと認めるときは、これらの不備が補正されるまで事前協議を継続するものとします。
- 事前協議終結後、事業者からに提出された許可申請について、村長は環境審議会の意見を聴き、当該事業実施の許可又は不許可を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとします。
- 許可を受けた事業者が事業を終了した場合は、速やかに村長に届け出なければなりません。また、許可を受けた事業者から、施設を譲受け又は借り受けた者及び相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた事業者の地位を承継することができますが、地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に村長に届出をしなければなりません。
- 許可を受けた事業者が、規制基準に違反した場合又は許可基準に適合しないおそれがある場合は、相当な改善策の実施を命じることがあります。また、規制基準又は許可基準に適合するよう必要な指導又は助言を行うことがあります。
- 規制基準に適合しない事業、及び公害の発生するおそれのある事業若しくは事業実施許可を受けずに事業活動及び行為を行う事業については、当該事業者に対し、期限を定めて

施設の改善若しくは防止設備の設置、又は処理方法の改善等、必要な措置を構ずるよう勧告することがあります。

○勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに村長に届け出て検査を受けなければなりません。

○村長は勧告を受けた者が定められた期限内に当該勧告に係る措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができます。命令を受けた事業者は、当該命令に係る必要な措置を行ったときは、速やかに村長に届け出て検査を受けてください。

○村長は、措置命令に従わずに事業を行う者に対し、当該事業活動及び行為の中止を命じることがあります。また、中止命令と併せて又はこれに代えて、当該事業者に対し、相当の期間を定めて施設の撤去等の原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができます。

○公害の発生するおそれのある工場、又は事業所を設置している者、若しくは設置しようとする者のうち、村長が必要と認め、環境保全に関する協定の締結を要請したときは、誠意をもってこれに応じなければなりません。

○村長は、必要な限度において、事業者に対して報告を求め、又は職員が事業所等に立ち入り、検査することができます。

○村長による勧告及び措置命令等に従わなかった者、違反した者については、罰則規定により処罰することができます。

## 1－6．様式一覧

---

○ 別紙1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
○ 環境保全規制対象事業活動等事前協議書（様式第1号）	・・・・	P8
○ 許可申請書（様式第1号の2）	・・・・	P9
○ 環境保全規制対象事業活動等施設（設備）工事完了届（様式第3号）	・・	P10
○ 環境保全規制対象事業活動等変更事前協議書（様式第4号）	・・・・	P11
○ 変更許可申請書（様式第4号の2）	・・・・	P12
○ 環境保全規制対象事業活動等終了届（様式第5号）	・・・・	P13
○ 環境保全規制対象事業活動等承継届（様式第6号）	・・・・	P14
○ 環境保全施設改善完了届（様式第15号）	・・・・	P15

## 別紙1

### ○宮田村環境保全条例で定める事前協議及び許可申請手続きが必要な事業 (※事業着手には村長許可が必要です)

◆条例第16条で定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む）
<input type="checkbox"/> 1 廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）の処理事業（村内における積替え・保管なしの収集運搬に係る事業を除く。）
<input type="checkbox"/> 2 地下に施設、設備その他の工作物（容積が3万立方メートルを超えるものに限る。）を設置して行う事業
<input type="checkbox"/> 3 採石業
4 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
<input type="checkbox"/> (1) 豚房施設(成豚50頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの)
<input type="checkbox"/> (2) 牛房施設(成牛10頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの)
<input type="checkbox"/> (3) 養鶏施設(成鶏1000羽以上飼養又は収容できる施設を有するもの)
<input type="checkbox"/> 5 飲料水製造業
<input type="checkbox"/> 6 生コンクリート製造業
<input type="checkbox"/> 7 砂利碎石業
<input type="checkbox"/> 8 ゴルフ場
<input type="checkbox"/> 9 し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
<input type="checkbox"/> 10 上記以外で村長が審議会の意見を聴き、特に必要と認めたもの
◆規則で定める事業行為
<input type="checkbox"/> 11 事業敷地面積が3,000平方メートル以上の土地の形質を変更しようとするとき（事業敷地面積を変更しようとするとき—変更後の敷地面積が3,000平方メートル以上—）
<input type="checkbox"/> 12 延べ床面積が1,000平方メートル以上の事業所を設置しようとするとき（延べ床面積を変更しようとするとき—変更後の延べ床面積が1,000平方メートル以上であるとき—）

※事業を行う施設の構造や規模、事業範囲等の変更についても対象となります。

※事業内容により、対象事業となるのかは役場担当課へお問い合わせください。

## 環境保全規制対象事業活動等事前協議書

宮田村長様

年月日

事業者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

工事・施工者名

宮田村環境保全条例第15条の3第1項の規定により、次の事業活動及び行為について、  
関係書類を添えて事前協議します。

1. 事業の目的(行おうとする事業活動及び行為) 〔※別紙1 チェックマークにレ点して添付〕		
2. 事業活動等を行う 所在地と敷地面積	地 番	面 積
	宮田村	m <sup>2</sup>
3. 事業の概要 (業種、資本・出資の額、主 な製品・加工の種類、事業開 始年月日、従業員数等)  ※必要に応じて概要のわかる 資料を別途添付のこと	行為面積 (建築面積等)	(建築物の延べ床面積 m <sup>2</sup> )  事業概要
4. 土地所有者住所氏名 (土地取得予定年月日)		
5. 工事の時期等 (予定)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (事業活動開始予定日 平成 年 月 日)	
6. 工事の実施方法		
7. 事業活動実施に伴う施設 (設備) 設置の有無	有	・ 無
8. 設置施設 (設備) の概要		
9. その他必要な事項 (他法令の許認可等)		

※(添付図書) 宮田村環境保全条例施行規則第5条第2項で定める図書及び、公害防止対策に  
係る設備・機能等について説明できる図面・資料等を添付してください。

様式第1号の2（第5条関係）

許可申請書

年　月　日

宮田村長様

事業者　住所

氏名

印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

工事・施工者名

宮田村環境保全条例第16条第1項の規定により、次の事業活動及び行為の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 事業の目的(行おうとする事業活動及び行為) 〔※別紙1 チェックマークにレ点して添付〕		
2. 事業活動等を行う 所在地と敷地面積	地番	面積
	宮田村	m <sup>2</sup>
3. 事業の概要 (業種、資本・出資の額、主な製品・加工の種類、事業開始年月日、従業員数等)  ※必要に応じて概要のわかる資料を別途添付のこと	行為面積 (建築面積等)	建築物の延べ床面積 m <sup>2</sup> )  事業概要
4. 土地所有者住所氏名 (土地取得予定年月日)		
5. 工事の時期等(予定)	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日 (事業活動開始予定日　平成　年　月　日)	
6. 工事の実施方法		
7. 事業活動実施に伴う施設 (設備) 設置の有無	有	・ 無
8. 設置施設(設備)の概要		
9. その他必要な事項 (他法令の許認可等)		
10. 事前協議が終了した日	年　月　日	

※(添付図書)宮田村環境保全条例施行規則第5条第2項で定める図書及び、公害防止対策に係る設備・機能等について説明できる図面・資料等を添付してください。

様式第3号（第5条の2関係）

環境保全規制対象事業活動等施設（設備）工事完了届

年　月　日

宮田村長様

事業者　住所

氏名　　　　　　　印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

工事・施工者名

年　月　日付　第　　号にて許可を受けた工事が完了しましたので、下記  
のとおり届け出ます。

記

事業の目的(行おうとする事業活動及び行為)	
事業活動等を行う所在地	
設置した施設（設備）	
工事完了年月日	年　　月　　日
使用開始年月日 (予定)	年　　月　　日
備考	

## 環境保全規制対象事業活動等変更事前協議書

宮田村長様

年月日

事業者住所

氏名

印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

工事・施工者名

規制対象事業活動等を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更したいので、宮田村環境保全条例第16条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて事前協議します。

記

既許可年月日及び受付番号	
事業の目的(行おうとする事業活動及び行為) 〔※別紙1 チェックマークにレ点して添付〕	
事業活動等を行う所在地	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力等	
変更に係る事業の用に供する施設の構造及び設備の概要	
変更予定年月日	年月日
備考	

※（添付図書）宮田村環境保全条例施行規則第5条第2項で定める図書及び、公害防止対策に係る設備・機能等について説明できる図面・資料等を添付してください。

様式第4号の2（第5条の4関係）

## 変更許可申請書

宮田村長様

年月日

事業者 住所

氏名

印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

工事・施工者名

規制対象事業活動等を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更したいので、宮田村環境保全条例第16条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

既許可年月日及び受付番号	
事業の目的(行おうとする事業活動及び行為) 〔※別紙1 チェックマークにレ点して添付〕	
事業活動等を行う所在地	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力等	
変更に係る事業の用に供する施設の構造及び設備の概要	
変更予定期日	年月日
変更に係る事前協議が終了した日	年月日
備考	

※(添付図書)宮田村環境保全条例施行規則第5条第2項で定める図書及び、公害防止対策に係る設備・機能等について説明できる図面・資料等を添付してください。

環境保全規制対象事業活動等終了届

年　月　日

宮田村長様

事業者　住所

氏名　　　　　　　印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

年　月　日付　第　　号にて許可を受けた規制対象事業活動等を終了しましたので、宮田村環境保全条例第16条の2の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

既許可年月日及び受付番号	
事業の目的（行おうとする事業活動及び行為）	
事業活動等を行う所在地	
設置していた施設（設備）	
施設（設備）の処置方法	
事業終了年月日	年　　月　　日
備考	

環境保全規制対象事業活動等承継届

年　月　日

宮田村長様

事業者　住所

氏名　　　　　　　印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

年　月　日付　第　　号にて許可を受けた規制対象事業活動（施設）等の  
地位を承継しましたので、宮田村環境保全条例第16条の3の規定により、下記のとおり  
届け出ます。

記

既許可年月日及び受付番号		
承継者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
被承継者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
承継年月日		年　月　日
承継理由		
備考		

※（添付書類）承継者の住民票の写し若しくは法人にあっては、登記事項証明書

様式第15号（第13条関係）

## 環境保全施設改善完了届

年　月　日

宮田村長　様

事業者　住所

氏名

印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

年　月　日付　　第　　号にて措置勧告（命令）のあった環境保全施設について、次のとおり改善措置を講じたので宮田村環境保全条例第35条第2項及び第36条第2項の規定による検査をしてください。

勧告（命令）書番号	第　　号	勧告（命令）年月日	年　月　日
事業所の所在地			
改善措置等の内容			

## 2. 届出が必要な事業活動（特定事業）について

### 2-1. 届出が必要な事業活動

#### ○条例第31条及び施行規則第6条に定める事業

※県知事に届出の義務を有する事業を除く

	事業内容	備考
1	製材・木製品製造業	一般、木毛、造作材、木箱等の製造業
2	写真現像業	
3	生鮮魚介販売業	
4	燃料小売業	石油、重油類
5	車両整備業	
6	廃品回収業	再生利用を目的とした一般廃棄物の収集又は運搬業
7	病院・診療所	入院施設のあるもの
8	飲食業、旅館業	食堂・割烹料理店、旅館
9	アパート経営業	10世帯以上の収容施設を有するもの
10	公衆浴場業	
11	火葬炉を有するもの	
12	塗装業	
13	染色業	

### 2-2. 手続きに必要な書類

#### ○条例第31条第1項及び施行規則第8条に定める図書等

##### (1) 特定事業届出書（様式第8号）

○事業所の名称、所在地、代表者名

○事業の種類、規模

○届出施設の構造、処理の方法

○その他村長が必要と認める書類

##### (2) 建物・施設の配置図（排出水がある場合放水先を図示）

##### (3) 敷地付近の見取図

##### (4) 公害防止対策についての設備・機能等がわかる技術資料、カタログ、図面等

## 2-3. 手続きの流れ

### 【特定事業の届出（第31条・32条）】

- 公害を防止し、良好な環境を保全するため、県知事に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業（以下「特定事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ村長に届け出て、環境保全施設について確認を受けた後でなければ、当該施設について工事着手してはならない。
- 前項の規定により届け出た事業を変更しようとする場合においては、同項の規定を準用する。
- 村長は、届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、村長に届け出て検査を受け、使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

#### 事業者

特定事業の届出（第31条第1項及び第2項）

#### ↓ 村長

調査・宮田村環境審議会への意見聴取等

事業者へ照会・協議・意見等（関係資料の提出要請）

↓  
届出事項の確認（第31条第3項）

（事業者の工事完了届を受けて、検査、施設の使用承認となる）

## 2-4. 留意していただきたいこと

○届出書の提出時期については他法令等の手続きとの調整も含め、事業計画の段階で役場担当課と事前に相談をしていただき、届出書の提出が遅れることがないようにお願いします。

○事業を変更しようとする場合においては、本書の手続きを準用します。

※軽微な変更については役場担当課とご相談ください。

○村長の確認を受けた事業について、工事を完了したときは、村長に届け出て検査を受け、使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはいけません。

○村長は、事業者に対して、県知事に届出の義務を有する事業であっても、当該地域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとときは、あらかじめ当該事業に係る計画書等の提出及び事前説明、協議等求めることができます。

○環境基準に適合しない事業、及び公害の発生するおそれのある事業若しくは事業実施許可を受けずに事業活動及び行為を行う事業については、当該事業者に対し、期限を定め

て施設の改善若しくは防止設備の設置、又は処理方法の改善等、必要な措置を構ずるよう勧告することがあります。

○勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに村長に届け出て検査を受けなければなりません。

○村長は勧告を受けた者が定められた期限内に当該勧告に係る措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができます。命令を受けた事業者は、当該命令に係る必要な措置を行ったときは、速やかに村長に届け出て検査を受けてください。

○村長は、措置命令に従わずに事業を行う者に対し、当該事業活動及び行為の中止を命じることがあります。また、中止命令と併せて又はこれに代えて、当該事業者に対し、相当の期間を定めて施設の撤去等の原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができます。

○規定による特定事業者及び公害の発生するおそれのある工場、又は事業所を設置している者、若しくは設置しようとする者のうち、村長が必要と認め、環境保全に関する協定の締結を要請したときは、誠意をもってこれに応じなければなりません。

○村長は、必要な限度において、事業者に対して報告を求め、又は職員が事業所等に立ち入り、検査することができます。

○村長による勧告及び措置命令等に従わなかった者、違反した者については、罰則規定により処罰することができます。

## 2－5. 様式一覧

---

- 別紙2 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19
- 特定事業届出書（様式第8号） ・・・・・・・・・・・・ P20
- 届出事項変更届出書（様式第9号） ・・・・・・・・・・・・ P21
- 環境保全施設工事完了届（様式第11号） ・・・・・・・・・・・・ P22
- 環境保全施設改善完了届（様式第15号） ・・・・・・・・・・・・ P23

## 別紙2

施行規則 別表（第6条関係）

### 宮田村環境保全地域内 届出を要する特定事業

1	□製材・木製品製造業	一般、木毛、造作材、木箱等の製造業
2	□写真現像業	
3	□生鮮魚介販売業	
4	□燃料小売業	石油、重油類
5	□車両整備業	
6	□廃品回収業	再生利用を目的とした一般廃棄物の収集又は運搬業
7	□病院・診療所	入院施設のあるもの
8	□飲食業、旅館業	食堂・割烹料理店、旅館
9	□アパート経営業	10世帯以上の収容施設を有するもの
10	□公衆浴場業	
11	□火葬炉を有するもの	
12	□塗装業	
13	□染色業	

## 特 定 事 業 届 出 書

年 月 日

宮 田 村 長 様

事業者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

工事・施工者名

宮田村環境保全条例第31条第1項の規定により届け出ます。

1. 事業の目的（行おうとする事業） 〔※別紙2 チェックマークにレ点して添付〕		
2. 事業の所在地と敷地面積	地 番	面 積
	宮田村	m <sup>2</sup>
3. 事業の概要 (業種、資本・出資の額、主な製品・加工の種類、事業開始年月日、従業員数等)	行為面積 (建築面積等)	(建築物の延べ床面積 m <sup>2</sup> )
	事業概要	
4. 土地所有者住所氏名 (土地取得予定年月日)		
5. 工事の時期（予定）	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
6. 工事の実施方法		
7. 添付図書		
8. 公害防止対策	悪臭等を発生させる物等の焼却禁止	
	投棄等の禁止	
	水質の汚濁防止対策	
	土壤等の汚染防止対策	
	大気の汚染防止対策	
	騒音の防止対策	
	その他	
9. その他必要な事項 (他法令の許認可等)		

※（添付書類） 建物・施設の配置図（排出水がある場合は放出先図示）、敷地付近の見取図  
 ※公害防止対策については、設備・機能等がわかる資料を添付のこと。

## 届出事項変更届出書

年　月　日

宮田村長様

事業者　住所

氏名

印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

宮田村環境保全条例第31条第2項の規定による届出事項について、次のとおり変更  
があるので届け出ます。

変更の内容 (廃止を含む)	変更前
	変更後
変更(廃止)年月日	年　月　日
変更(廃止)の理由	
公害防止対策	悪臭等の発生防止対策
	投棄等の禁止
	水質の汚濁防止対策
	土壤等の汚染防止対策
	大気の汚染防止対策
	騒音の防止対策
	その他
備考	

※ 公害防止対策については、設備・機能等のわかる資料を添付のこと。

様式第11号（第11条関係）

## 環境保全施設工事完了届

年　月　日

宮田村長様

事業者　住所

氏名　　　　　印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

年　月　日付　　第　　号にて確認を受けた環境保全施設について  
年　月　日工事が完了したので、宮田村環境保全条例第32条の規定により  
届け出ますから検査してください。

## 環境保全施設改善完了届

年　月　日

宮田村長　様

事業者　住所

氏名

印

(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)  
電話番号

年　月　日付　　第　　号にて措置勧告（命令）のあった環境保全施設について、次のとおり改善措置を講じたので宮田村環境保全条例第35条第2項及び第36条第2項の規定による検査をしてください。

勧告（命令）書番号	第　　号	勧告（命令）年月日	年　月　日
事業所の所在地			
改善措置等の内容			

### 3. (参考資料) 宮田村環境保全条例

#### ○宮田村環境保全条例

平成13年3月16日  
条例第1号  
改正 平成16年3月12日条例第13号  
平成27年11月27日条例第27号  
平成29年6月15日条例第20号  
平成30年9月20日条例第18号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全及び育成（第7条—第18条）
- 第3章 環境保全地域及び水源保護地域（第19条—第22条）
- 第4章 環境審議会（第23条—第28条の3）
- 第5章 事業者等の遵守すべき基準（第29条・第30条）
- 第6章 公害防止（第31条—第42条）
- 第7章 罰則（第43条—第44条の2）
- 第8章 雜則（第45条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、村長、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然環境及び水資源を汚染等から保護するための規制に関する措置及びその他必要な事項など、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

###### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 住民及び宮田村に滞在する者（宮田村に通勤し、又は通学する者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 宮田村の地域内で事業を行っている者及び何らかの事業を行おうとする者をいう。
- (3) 環境の負荷 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。
- (5) 地下水 地表面より下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する水を除く。）をいう。

###### (環境保全の基本理念)

第3条 環境の保全は、村民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、村民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を構築し、これを将来に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることに鑑み、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。
- 4 自然環境及び水資源の保全は、村民の平穏で安心な生活環境を支えるだけでなく、村の産業を支える重要な資源として、村の発展と産業振興等に寄与し、農産物等の産業製品の価値などとも密接に関わることから、これら産業製品と地下水等水資源の品質に対する社会的評価の維持・増進と、水道水源及び天竜川水系の水質保全に寄与するために、全ての者がそれぞれの責務を果たすとともに、役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。

(村長の責務)

第4条 村長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の市町村と連携を図るよう努めなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、環境を保全し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、県及び村長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全すること。
- (2) 事業活動において製品その他の物が廃棄物となった場合は、適正に処理すること。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄される段階において、廃棄物の減量等環境への負荷の低減を図ること。
- (2) 再生資源、その他環境への負荷の低減に資する原材料及び役務等を利用するこ

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、国、県、又は村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び育成

### (悪臭等を発生する物の燃焼の禁止)

第7条 何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有害ガス等を発し、生活環境に支障を生ずるおそれのあるものを燃焼してはならない。

(投棄等の禁止)

第8条 何人も、空き缶、たばこの吸い殻等をみだりに捨てたり、廃棄物を放置又は不法に投棄する等美観を損ね、又は不衛生的な行為をしてはならない。

- 2 何人も、動物の飼育に当たっては、汚物等を適正に処理し、周辺環境に悪影響を与えないよう万全の管理をしなければならない。

(埋立て及び焼却の抑制)

第9条 何人も、廃棄物の処理に当たっては、埋立て及び焼却処分を最小限とし、循環型社会の構築に努めなければならない。

(水質の汚濁防止)

第10条 何人も、河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(土壌等の污染防治)

第11条 何人も、土壤汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染等の原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。

2 何人も、農薬等の使用に当たっては、環境の保全を配慮し、最小限にとどめるよう努めるものとする。

(大気の污染防治)

第12条 何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となる製品の使用をしないよう心掛けるとともに、汚染原因となる物質を大気中に放出しないよう努めなければならない。

(騒音の防止)

第13条 何人も、近隣の静穏を害するような騒音を発生させないよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により近隣の静穏を害する騒音を発生させるおそれがあるときは、施設の位置、構造、及び作業の方法等について、必要な措置を講じなければならない。

(森林の保全と緑化)

第14条 何人も、生命の源である水資源を確保し、かつ、大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。

(自然の保護)

第15条 何人も、開発に当たっては、動植物の生態系を保護し、自然の持つ浄化循環作用を阻害しないよう努めなければならない。

(地下水の保全)

第15条の2 何人も、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全とかん養及び適正な利活用に努めなければならない。

(事前協議)

第15条の3 第16条第1項の許可の申請をしようとする者（以下第15条の5までにおいて「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定める図書を添付した協議書（以下「事前協議書」という。）を提出し、村長と協議しなければならない。

2 村長は、次条の規定により申請予定者が提出した資料及び申請予定者が述べた意見並びに第15条の5第3項の規定により申請予定者がした応答が同条第2項の住民等の意見に対する応答を欠き、又はこれらの内容が合理的な根拠を有しないと認めるときは、これらの不備が補正されるまで協議を継続するものとする。

3 申請予定者は、第1項の規定による事前協議書を提出するときは、住民等及び隣接する事業者に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を取らなければならない。

(申請予定者の意見陳述等)

第15条の4 前条の規定に基づき事前協議書を提出した申請予定者は、村長に関係資料を提出し、意見を述べることができる。

2 村長は、事前協議書を提出した申請予定者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることができる。

(事前協議書の公開)

第15条の5 村長は、第15条の3第1項の規定に基づく事前協議書の提出があったときは、その事前協議書を速やかに、縦覧に供しなければならない。

2 住民等は、事前協議書が公開された後、村長に対し、関係資料を提出し、意見を述べることができる。

3 申請予定者は、前項に規定する住民等の意見に関する村長からの照会に応じなければならない。

(宮田村地下水保全条例に定める事前協議との関係)

第15条の6 宮田村地下水保全条例（平成29年宮田村条例第21号）第15条に規定する地下水影響事業の開始等であってこれに対する同条例第11条第1項の協議について同条例第4項の協議終結書が作成されたものに対する前3条の規定の適用については、同條から第14条までに規定する手続をもって、前3条の規定に基づく事前協議のうち次条第4項第4号及び第5号に係るものに代えることができる。

(許可申請)

第16条 事業者は、村内において別表に定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む。以下同じ。）及び規則で定める行為を行おうとするときは、規則で定めるところにより、村長に許可の申請をしなければならない。また、村界を越えて行う場合も同様とする。ただし、国又は地方公共団体が行うもの及び農地開発、土地改良等の事業には適用しない。

2 事業者は、次項の規定に基づく許可を受けるまでは、別表に定める事業活動及び規則で定める行為に着手してはならない。

3 村長は、第1項の規定による許可の申請があったときは、第23条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、当該事業実施の許可又は不許可を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。

4 村長は、以下の基準を満たす事業活動及び行為については、これを許可するものとする。

- (1) 第29条に規定する規制基準に適合していること。
- (2) 村民の健康及び生活環境上の支障を来すおそれがないこと。
- (3) 水道水源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。
- (4) 農業用水及び地下水などの水資源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。
- (5) 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。
- (6) 自然環境保全及び生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。
- (7) 農産物等産業製品及び地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。
- (8) 村民及び隣接する事業者との協議を経ていること。
- (9) その他規則で定めるもの。

5 本条の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようするものについて準用する。

(事業終了の届出)

第16条の2 前条第3項の規定による許可を受けた事業者（以下「許可を受けた事業者」という。）が事業を終了した場合は、速やかに村長に届け出なければならない。

(事業の承継)

第16条の3 許可を受けた事業者から、施設を譲受け又は借り受けた者及び相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に村長に届出をしなければならない。

(改善命令及び指導)

第16条の4 村長は、許可を受けた事業者が本条例に基づく規制基準に違反した場合又は第16条第4項の規定による許可基準に適合しないおそれがある場合は、当該許可を受け

た事業者に対し、相当な改善策の実施を命じることができる。

- 2 村長は、許可を受けた事業者に対し、本条例に基づく規制基準又は第16条第4項の規定による許可基準に適合するよう、必要な指導又は助言を行うことができる。  
(許可の取消し)

第16条の5 村長は、許可を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。  
(2) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。  
(環境教育の推進等)

第17条 何人も、あらゆる機会をとらえ、環境の保全に関する正しい知識の習得に努めなければならない。

- 2 村長は、村民及び事業者が環境保全に対する理解を深め、活動を行う意欲が増進されるよう環境教育の推進に努めなければならない。  
(環境基本計画の策定)

第18条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定しなければならない。

- 2 村長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

### 第3章 環境保全地域及び水源保護地域

(自然環境保全地域の指定)

第19条 村長は、自然環境を保護するために必要な地域を、宮田村自然環境保全条例（平成9年宮田村条例第1号）により自然環境保全地域として指定することができる。

(水源保護地域の指定)

第20条 村長は、水道水源を保護するために必要な地域を、宮田村水道水源保護条例（平成9年宮田村条例第2号）により水道水源保護地域として指定することができる。

(関係者への同意)

第21条 村長は、前2条に規定する自然環境保全地域及び水道水源保護地域（以下「保全地域等」という。）を指定するときは、当該地域の住民等や利害関係者の同意を得るとともに、自然保護のための施策を講じなければならない。

- 2 村長は、前項に規定する保全地域等を指定したとき及びその指定を変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。  
(行為の制限等)

第22条 保全地域等の利害関係者は、当該保全地域等の形状の変更や権利の移転等を行うときは、事前に村長と協議するものとする。

- 2 何人も、保全地域等が大切に保全されるよう協力しなければならない。

### 第4章 環境審議会

(審議会)

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を設置する。

(任務)

第24条 審議会は、環境の保全に関する基本的事項並びに宮田村自然環境保全条例又は宮田村地下水保全条例に規定する事項及び自然環境若しくは水資源の保全に関する重要事項等について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村議会議員
- (2) 環境の保全又は地下水の水位、水質及び水流に関し専門的知識及び高い識見を有する者
- (3) その他識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第26条 委員の任期は3年とする。ただし、継続審議中の場合はこの限りでない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の再任を妨げない。

(守秘義務)

第26条の2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長、副会長共に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 会議は必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第28条の2 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者若しくは識見を有する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(公聴会)

第28条の2の2 審議会は、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

(助言者)

第28条の3 審議会に必要により助言者を置くことができる。

## 第5章 事業者等の遵守すべき基準

(規制基準)

第29条 村長は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）を規則で定めることにより、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずることができる。

2 村長は、前項の規定による規制基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(規制基準の遵守)

第30条 事業者は、規制基準を遵守しなければならない。

## 第6章 公害防止

(特定事業の届出)

第31条 公害を防止し、良好な環境を保全するため、県知事に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業（以下「特定事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ次

の各号に掲げる事項を記載した書類により村長に届け出て、環境保全施設について確認を受けた後でなければ、当該施設について工事着手してはならない。

- (1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類及び規模
- (3) 環境保全施設の構造、又は処理の方法
- (4) その他村長が必要と認める事項

2 前項の規定により届け出た事業を変更しようとする場合においては、同項の規定を準用する。

3 村長は、前2項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。

(施設の制限)

第32条 前条の規定による確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、村長に届け出て検査を受け、使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

(事業計画の提出等)

第33条 村長は、事業者に対して、県知事に届出の義務を有する事業であっても、当該地域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、あらかじめ当該事業に係る計画書等の提出及び事前説明、協議等を求めるものとする。

(事業調査及び指導)

第34条 村長は、第31条並びに前条の規定による計画書等の提出を受けたときは、速やかに計画等について調査し、当該事業における公害の未然防止等について、必要かつ適切な指導を行うものとする。

2 村長は、前項の規定による指導を行うに当たって、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞くことができる。

(勧告)

第35条 村長は、規制基準に適合しない事業、及び公害の発生するおそれのある事業若しくは第16条第3項による許可を受けずに事業活動及び行為を行う事業については、当該事業者に対し、期限を定めて施設の改善若しくは防止設備の設置、又は処理方法の改善等、必要な措置を構ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに村長に届け出て検査を受けなければならない。

(措置命令等)

第36条 村長は、前条第1項の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に当該勧告に係る措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができる。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に係る必要な措置を行ったときは、速やかに村長に届け出て検査を受けなければならない。

3 村長は、第1項の規定により措置命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

4 村長は、第1項の規定による措置命令に従わずに事業を行う者に対し、当該事業活動及び行為の中止を命じることができる。

5 前項による中止命令と併せて又はこれに代えて、当該事業者に対し、相当の期間を定めて施設の撤去等の原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。

(環境保全協定の締結)

第37条 第31条の規定による特定事業者及び公害の発生するおそれのある工場、又は事業所を設置している者、若しくは設置しようとする者のうち、村長が必要と認め、環境保

全に関する協定の締結を要請したときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(環境保全協定の履行の確保)

第38条 村長は、前条の規定により締結した環境保全に関する協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、当該協定の履行の確保について必要な措置をとらなければならない。

(勧告及び措置命令等)

第39条 第35条及び第36条の規定は、前条に規定する場合についても準用する。

(苦情の処理等)

第40条 村長は、環境に関する苦情又は紛争が生じたときは、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。

- 2 村長は、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 村長の行う前項の処理を円滑にするため、別に定める公害苦情相談員を置くことができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第41条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、又は職員をして事業所その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

(助成)

第42条 村長は、公害を防止し、環境を保全するための施設の整備、改善等に要する資金をあっせんする等必要な助成に努めるものとする。

## 第7章 罰則

(罰則)

第43条 第36条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 第16条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）又は第31条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条の規定に違反した者又は同条の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者
- (2) 第35条第1項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第2項に規定する検査を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第36条第2項の規定による検査を拒み、又は妨げた者
- (4) 第41条第1項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、若しくは妨げた者

(両罰規定)

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

(公表)

第44条の2 村長は、前2条のいずれかに該当する者があるときは、その旨を公表することができる。

- 2 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に

弁明の機会を与えなければならない。

## 第8章 雜則

(委任)

第45条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。  
(宮田村公害防止条例の廃止)
- 2 宮田村公害防止条例（昭和49年宮田村条例第1号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に廃止前の宮田村公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

## 附 則（平成16年3月12日条例第13号）

(施行日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、議会選出委員は平成16年4月3日から施行し、その他の選出委員については次期任期から施行する。  
(宮田村自然環境保全条例の一部改正)
- 2 宮田村自然環境保全条例（平成9年宮田村条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「宮田村自然環境保全審議会」を「宮田村環境審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第2章を次のように改める。

## 第2章 削除

第7条から第12条まで削除

## 附 則（平成27年11月27日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。ただし、第26条の規定による宮田村環境審議会委員任期は次期選出委員の任期から適用する。  
(事前協議及び特定事業の届出に関する経過措置)
- 2 施行日前条例による改正前の規定により村長が行った認可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は施行日前に条例による改正前の規定により村長に対してされた協議等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、別段の定めがあるものほか、施行日以後における条例による改正後の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例による改正後の規定により村長に対して協議、届出その他の手続をしなければならない事項（以下「協議等の事項」という。）で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、条例による改正後の相当規定により村長に対して協議等の事項についてその手続がされていないものとみなして、条例による改正後の規定を適用する。  
(罰則に関する経過措置)
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他)
- 5 村長は、本条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則（平成29年6月15日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前に、この条例による改正前の宮田村環境保全条例第 16 条第 1 項の規定により村長に対しされた事前協議書の提出は、改正後の宮田村環境保全条例（次項において「新条例」という。）第 15 条の 3 第 1 項の規定により村長に対しされた事前協議書の提出とみなす。
- 3 この条例の施行前に新条例の規定により村長の許可を受けなければならない事項であって、既に行われているものについては、新条例の相当規定により許可がされたものとみなす。
- 4 前項の規定により新条例の相当規定により許可がされたものとみなされる者は、この条例の日の翌日から起算して 90 日以内に、当該許可に係る申請に必要な事項を村長に届け出るものとする。

附 則（平成 30 年 9 月 20 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 16 条関係）

事業活動
1 廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）の処理事業（村内における積替え・保管なしの収集運搬に係る事業を除く。）
2 地下に施設、設備その他の工作物（容積が 3 万立方メートルを超えるものに限る。）を設置して行う事業
3 採石業
4 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
（1）豚房施設（成豚 50 頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの）
（2）牛房施設（成牛 10 頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの）
（3）養鶏施設（成鶏 1000 羽以上飼養又は収容できる施設を有するもの）
5 飲料水製造業
6 生コンクリート製造業
7 砂利碎石業
8 ゴルフ場
9 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
10 上記以外で村長が審議会の意見を聴き、特に必要と認めたもの